

| | |
|---|---------------------|
| 件名 | 愛媛県東日本大震災被災者等支援基金条例 |
| 主管課 | 保健福祉課 |
| 根拠法令等 | |
| <p>【制定の概要】</p> <p>東日本大震災被災者等支援基金の設置</p> <p>1 設置 東日本大震災の被災者等で県内に避難したものに対する生活支援その他当該震災の被災者等の支援に要する経費に充てるため、東日本大震災被災者等支援基金を設置する。</p> <p>2 積立て 一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>3 管理 現金は、最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理 収益は予算に計上して、基金に編入 設置の目的を達成するために必要がある場合は、予算に計上して、その経費に充てる</p> <p>5 処分 目的を達成するための事業に要する経費及び基金の管理に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> | |
| 施行日 | 公布の日 |
| <p>【その他参考事項】</p> | |